

日本の生活保護法改正過程(2012~2014年)における扶養義務 ——障害者団体による批判の固有性——

立命館大学大学院 先端総合学術研究科 中村 亮太(なかむら・りょうた)

はじめに

2014年7月1日「生活保護法の一部を改正する法律」が施行された。同法は、約六十年ぶりの生活保護法の大改正にあたる。不正受給に対する罰則の強化(法改正により40%を上乗せして徴収することが可能になった)など、改正内容は多岐にわたるが、扶養義務強化をめぐる規定については、①扶養義務者への通知の義務化(24条8項)、②扶養義務者への収入・資産等の報告の義務化(28条)、③扶養義務者に対する調査権限の拡大(29条)において新設・改訂が行われた。

目的と方法

本報告は日本において、2014年7月1日に施行された「改正生活保護法」成立過程において障害者団体が行なった扶養義務に対する批判を報告する。5つの障害者団体の声明・要望書を取りあげ、それらの扶養義務批判が有する論点と、「日本弁護士連合会」と「生活保護問題対策全国会議」という一般団体における論点の比較を通して、障害者団体による扶養義務批判の固有性を報告する。

一般団体の扶養義務批判

○ 日本弁護士連合会

[2013.5.17「生活保護の利用を妨げる生活保護法の一部を改正する法律案」]

「改正案24条8項、28条及び29条については、政府答弁において、明らかに扶養が可能な極めて限定的な場合に限る趣旨であると説明されている。しかし、かかる規定の新設により、保護開始申請を行おうとする要保護者が、扶養義務者への通知等により生じる親族間の軋轢やスティグマ(世間から押し付けられた恥や負い目の烙印)を恐れて申請を断念するという萎縮効果を一層強め、申請権を形骸化させることは明らかであり、到底容認出来ない。」

○ 生活保護問題対策全国会議

[2012.5.15「違法な「水際作戦(みずぎわ・さくせん)」を合法化し、親族の扶養を事実上生活保護の要件とする「生活保護法改正法案」の撤回・廃案を求める緊急声明」]

「本改正案は、これまで違法とされてきた「水際作戦(みずぎわ・さくせん)」を合法化・法制化し、保護の要件ではない扶養義務者の扶養を事実上保護の要件化するという、現行生活保護法の根本を前近代的復古的内容に変更する驚愕すべき内容を含んでいる。」

「生活保護を利用しようとする者の親族もまた生活に困窮していることが多く、仮にそうでなくても、関係が悪化したり疎遠になっていることが多い。扶養を事実上強制されることとなれば、生活に困窮する者の大多数が生活保護の利用を断念せざるを得ず、さらには、親族間の軋轢を悪化させる事態が容易に想像できる。」

障害者団体の扶養義務批判

○ DPI日本会議[2013.5.27「生活保護法改正案の廃案を求める緊急声明」]

「多くの障害者が親きょうだいから独立し、あるいは病院や施設を出て、地域での自立した生活を営むために生活保護制度を利用し、生活を成り立たせてきた。しかし生活保護受給に関しては親きょうだいから強く反対されたり、病院や施設での生活を続けることを強要されるケースも少なくはない。地域での自立生活を求める障害者が懸命に親きょうだいを説得し、生活保護受給を実現させたケースも多い。こうした状況が今回の扶養義務の強化によってより厳しいものになり、障害者の自立をより困難なものにしてしまうことが十分に想定される。」

○ 怒っているぞ！障害者切りすて！全国ネットワーク[2012.5.31「生活保護の扶養義務に異議あり」]
「私たち障害者にとって、家族はたびたび抑圧者としてあらわれました。...障害者はその抑圧をはねのけるのが地域自立生活の第一歩ではなかったのでしょうか。...「親族の扶養義務」とは、生活の根本を家族に握られることであり、再び抑圧のもとに引きずり込まれることです。...私たちにとって家族制度とは悩ましい抑圧的な響きのある言葉です。扶養義務という名の鎖に再び繋がれることを拒否します。」

○ 「障害者の地域生活確率の実現を求める全国大行動」実行委員会

[2014.7.7「厚生労働省要望書」]

「とりわけ私たちが懸念するのは、障害者の自立に直接関わる扶養義務の問題です。多くの障がい者は、就労の機会が乏しいことや所得保障の立ち遅れによって社会的経済的な自立を阻まれ、親・家族に依存させられています。逆に言えば、親・家族はその負担を社会的に強いられてきているのです。生活保護の申請にあたって、更に親・家族に負担を強いることになれば、障がい者の自立に対して、反対する立場に立つものが増えることが予想され、親・家族に反対されれば、自立に重大な支障が生じることは明らかです。」

○ 日本障害者協議会(JD)[2013.10.28「生活保護制度の見直しに対する緊急要望書」]

「私たちは成人した障害のある人は独立した存在であることが保障されるべきだと考えています。...家族扶養の強化は、障害のある人を依存状況に追い込むものにほかならず、根本的な見直しを求めます。」

○ 障害者の生活保障を要求する連絡会議

[2013.6.25「生活保護法改正案参議院採決に反対する緊急声明」]

「親族を含む家族間の扶養義務が強化されれば、親やきょうだいのもとから離れて自立生活をめざす障害者にとって大きな打撃となるであろう。」

考察

障害者団体と一般団体の扶養義務に対する批判を比較したときに現れる違いとは、その批判の根拠である。一般団体では、扶養義務とは申請萎縮を引き起こし「申請権の侵害」にあたるがゆえに批判される。それに対して障害者団体では、まずなによりも「障害者の自立生活」(障害者は独立した存在である)という価値ゆえに扶養義務は否定されている。

また、一般団体の声明に見られる、扶養義務の強化は「親族間の軋轢を悪化させる」という主張は、確かにその通りであるが、しかし、「扶養義務を家族関係が良好な者に限定する」(生活保護法施行規則2条)という主張を支えている「公的扶助に先立って家族がまず面倒をみる」という考え方を批判する視座を提供できない。ここに見られるのは、「家族」に対する意味付けの違いである。例えば、日本の障害者運動における「泣きながらも親不孝を詫びながらも、親の偏愛を蹴っ飛ばさなければならないのが我々の宿命である」(横塚 2007:27)という主張において前提となってきたような「抑圧者としての家族」という認識がより明確に障害者団体には存在する。

一般団体においては、扶養義務の「要件化」(強化)による申請萎縮、申請権の侵害が批判の論点にされていることを考えれば、障害者団体の扶養義務批判の固有性とは、扶養義務が存在することそのものへの批判としてなされていることにある。